

第3章

計画の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進	24
基本目標Ⅱ	仕事と生活の調和による男女共同参画の推進	28
基本目標Ⅲ	あらゆる分野における女性の活躍	34
基本目標Ⅳ	誰もが安心して暮らせる社会の実現	40

基本目標
I

男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進

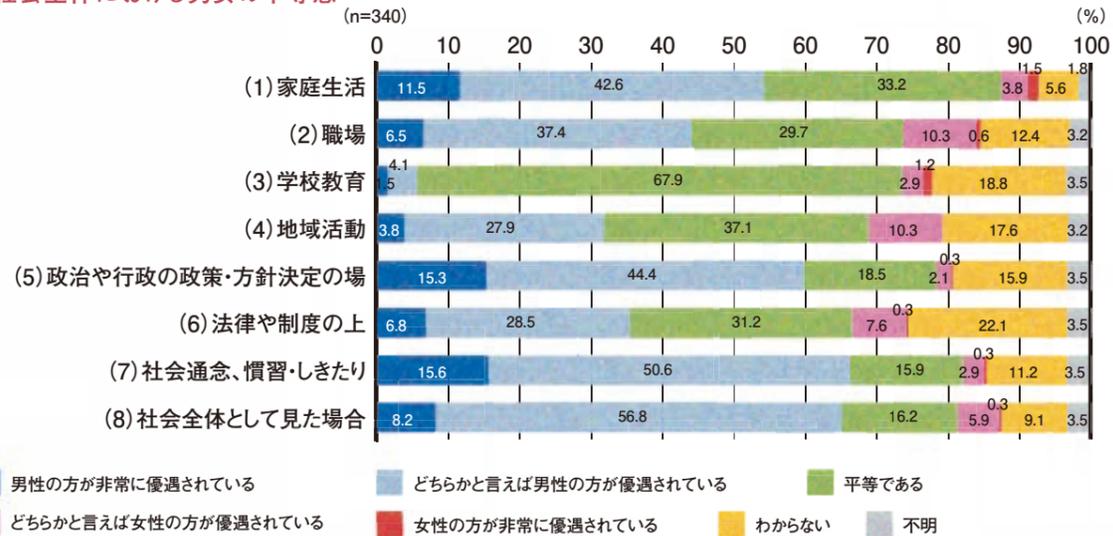
現状と課題

平成29年の市男女共同参画アンケート調査によると、男女の平等感について、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が「社会通念、慣習・しきたり」66.2%、「社会全体として見た場合」65.0%、「政治や行政の政策・方針決定の場」59.7%、「家庭生活」54.1%の順で高く、平等と答えた人の割合が低い状況にあります。

また、男女共同参画に関連する言葉の認知度（「内容まで知っている」と「聞いたことはあるが内容までは知らない」の合計）については、「育児休業制度・介護休業制度」92.7%、「男女雇用機会均等法」83.2%、「男女共同参画社会」71.2%の順で高くなっていますが、これら以外の言葉については依然として低い状況にあります。

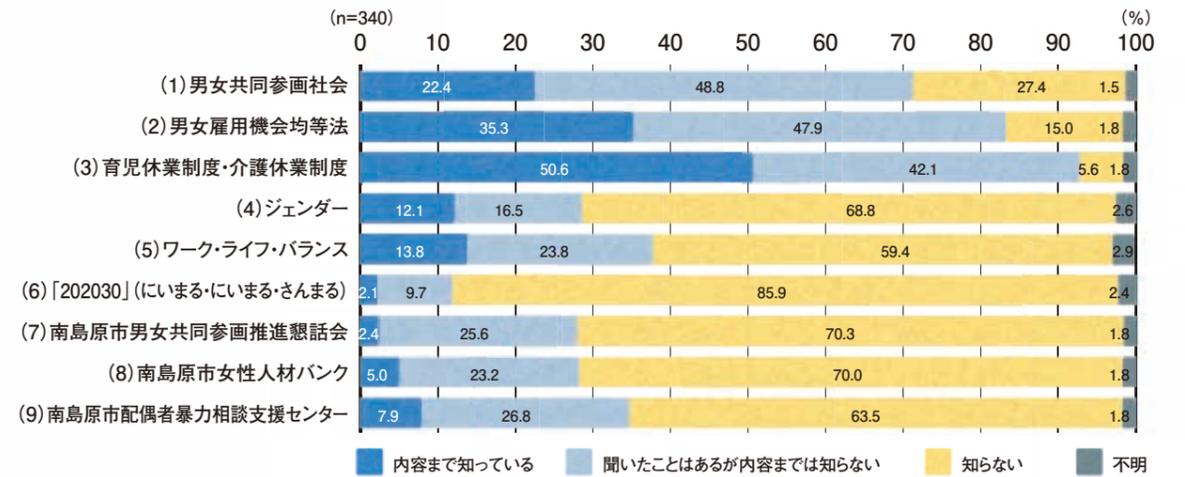
このため、家庭や地域社会などあらゆる場面における男女共同参画の実現に向けては、男女平等および男女共同参画の意識をより一層浸透していく必要があります。あらゆる機会を通じた積極的な広報・啓発や学習機会の充実を図るとともに、学校教育において継続して男女共同参画の学習を充実させることが大変重要となります。

●社会全体における男女の平等感



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

●男女共同参画に関連する言葉の認知度



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

施策の方向性1

全市的展開による広報・啓発の推進

具体的施策

(1) 多様な媒体を活用した広報・啓発の強化

①多様な媒体を活用した積極的な情報発信（市民サービス課）

広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報を積極的に発信して普及・啓発に努めます。その内容は、子供から高齢者までそれぞれの対象に応じて親しみやすくわかりやすいものとし、男女共同参画についての理解を促します。

②男女共同参画の視点に立った広報物づくり（秘書広報課・関係各課）

市の広報物を作成する際は、男女共同参画の視点に立ち、適切な表現を用いた紙面づくりを行います。また、市が実施する各種調査や統計については、男女別のデータに留意し、的確なデータ分析・公表を行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	71.2%	83.0%	市民サービス課
広報紙、ホームページを通じた情報発信数（回／年）	2回	3回	

(2) 学習機会の充実

① 啓発講座等の開催 (市民サービス課)

男女共同参画について深く理解し、男女の固定的役割分担意識を解消できるよう、啓発講座等を実施して学習機会の充実を図ります。

② 生涯学習としての学習機会の充実 (生涯学習課)

地域や学校等と連携し、男女共同参画の視点に立った各種講座を実施し、より多くの市民に学習の機会を提供します。

主な成果指標	基準値 (H28)	目標値 (H34)	所管課
啓発講座の開催回数 (回/年)	2回	3回	市民サービス課
女性講座(公民館講座)の開催講座数(回/年)および参加者数 (人/年)	17回	15回 240人	生涯学習課

(3) 各種団体等と連携した普及の推進

① 各種団体等への出前講座の実施 (市民サービス課)

地域や各種団体、民間企業等 (各種団体等) を対象に、男女共同参画を理解するための出前講座を実施し、各種団体等との連携と市全体への普及につなげます。

② あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発推進 (市民サービス課・関係各課)

各種団体等と連携し、各々の会議や集まりの場などのあらゆる機会を通じて男女共同参画の視点の配慮及び啓発に努めます。

主な成果指標	基準値 (H28)	目標値 (H34)	所管課
各種団体等への出前講座開催回数 (回/年)	1回	2回	市民サービス課

(4) 調査・研究の実施

① 市民意識調査の実施 (市民サービス課)

南島原市男女共同参画推進懇話会において、男女共同参画に関する情報収集や市民意識調査を実施し、男女共同参画社会の実現に向けて本市が抱える課題等の調査・研究を行います。

施策の方向性2

学校教育における啓発の推進

具体的施策

(1) 学校における教育・学習の充実

① 男女平等教育の推進 (学校教育課)

生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等と他者との対等な関係づくり、家庭生活の大切さなどを学ぶ授業を行います。

② 生涯を見通したキャリア教育^{*}の推進 (学校教育課)

生徒が性別にとらわれることなく、主体的に自らの生き方や進路を選択することができるよう、男女共同参画の視点をふまえたキャリア教育を推進します。

③ 教職員の研修会等への参加 (学校教育課)

県教育委員会と連携し、教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等への参加と理解の徹底を推進します。

※キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

(2) 適切な性教育の実施

① 発達段階に応じた適切な性教育の実施 (学校教育課・こども未来課)

身体や健康に関する科学的知識や生命の大切さを学ぶ性教育とともに、妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけて命の尊さや家族の大切さなどを学ぶ性教育 (いのちの学習) を、生徒の発達段階に応じて実施します。

主な成果指標	基準値 (H28)	目標値 (H34)	所管課
いのちの学習を実施する中学校数 (校)	8校 (全校)	8校 (全校)	こども未来課

(3) 配偶者からの暴力 (DV) 予防教育の実施

① DV予防教育の実施 (学校教育課・こども未来課)

配偶者からの暴力の防止のため、学校における予防教育を実施します。

基本目標 II

仕事と生活の調和による男女共同参画の推進

現状と課題

平成28年に女性活躍推進法が全面施行され、女性も自らが望む範囲で職業生活を営み、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を図る必要があります。このことは、少子高齢化が進む本市が、社会経済情勢が急速に変化していく中で持続可能な社会を構築するために重要なテーマとなっています。この男女共同参画社会の実現には、男女がともに協力しあい、家事や育児、介護などの家庭生活や地域活動と仕事を調和させることが不可欠です。

平成29年の市男女共同参画アンケート調査では、家庭生活における夫婦の役割分担についての考え方についてみると、全体で「夫婦とも仕事を持つが、家事等も夫婦で分担すべき」が42.1%、「夫婦の役割を固定すべきでない」が38.5%となっており、あわせて80.6%を占めています。

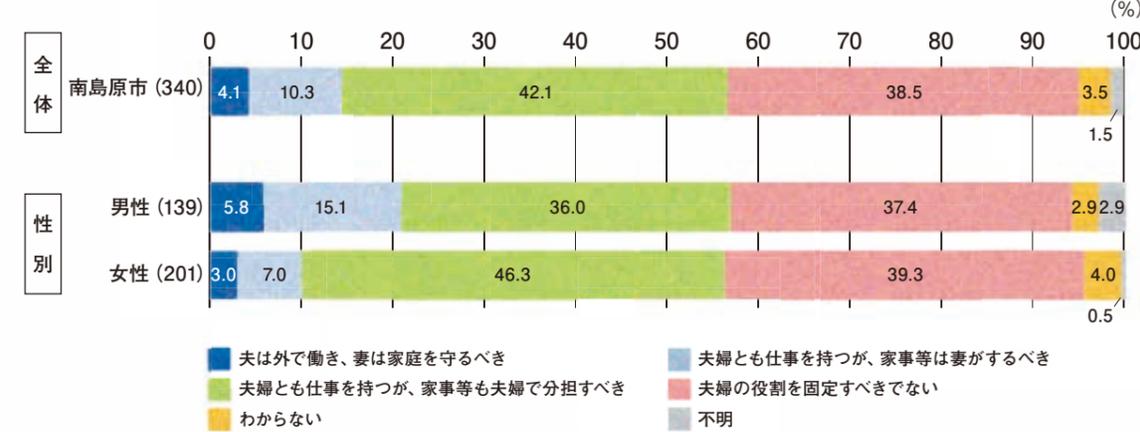
一方、家庭内での役割分担と意思決定についてみると、買い物や食事のしたくなどの家事や育児の項目において「主として妻」または「どちらかと言えば妻」の割合が高く、女性の方が家庭生活における家事や育児などの負担が大きい状況がみられます。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの望ましい形と現在の状況についてみると、男女ともに望ましい形は「家庭生活または地域活動と仕事を両立」が60%前後となっているのに対し、現在の状況では40%程度となっています。

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なことについての質問では、「子どもが病気やけがの時などに休みが取れる制度を導入する」が48.5%で最も高く、次いで、「女性が働くことに対する、家族や職場などの周囲の理解・協力を深める」で35.0%、「『育児休業制度・介護休業制度』を普及促進する」で30.6%の順となっており、休暇・休業や勤務時間などの制度整備と女性が働くことへの理解・協力が特に望まれている傾向がうかがえます。

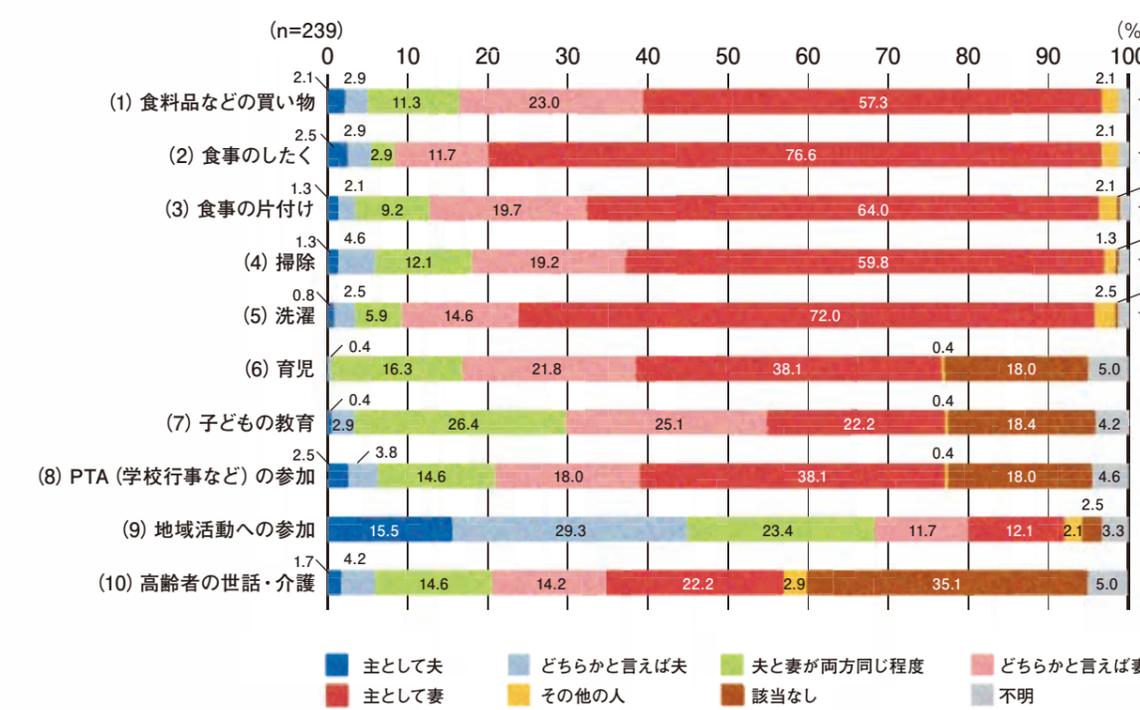
これらの調査結果を踏まえても、家庭や職場などにおいて「ワーク・ライフ・バランス」の理解と意識の浸透を図っていくとともに、働き方の見直しや誰もが働きやすい環境の整備を促していくことが重要です。また、子育てや介護等の支援を充実し、仕事と両立するための基盤づくりを行う必要があります。

●家庭生活における夫婦の役割分担についての考え方



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

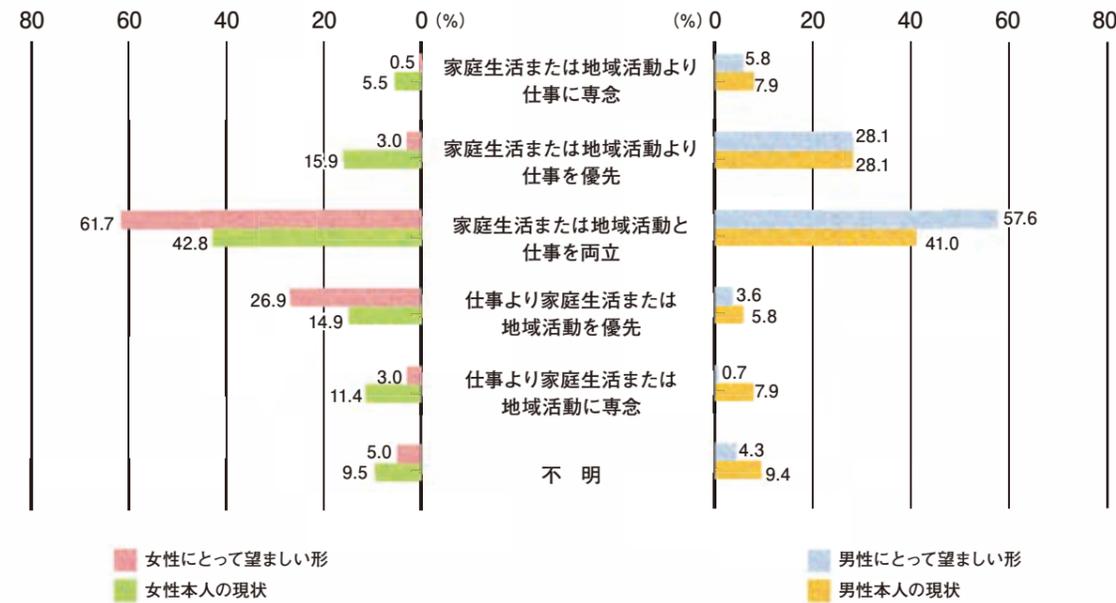
●家庭内での役割分担と意思決定



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」



●ワーク・ライフ・バランスの状況



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

●男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと（3つまで選択）



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

施策の方向性1

仕事と生活の調和の推進と働き方の見直し

具体的施策

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及

① 啓発講座等の開催（市民サービス課）

ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座等を行い、ワーク・ライフ・バランスの認知度を高め、男女ともに仕事と生活の調和がとれた暮らしの普及促進に努めます。また、広報紙やホームページなどを活用し、情報発信を積極的に行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの参加者数（人／回）	20人	30人	市民サービス課
広報紙・ホームページなどを通じた情報発信数（回／年）	1回	2回	

(2) 家庭内での固定的役割分担の解消

① 広報・啓発の充実（市民サービス課）

根強く残る家庭内での固定的役割分担の意識を解消し、家庭においてコミュニケーションをよく図ったうえで男女が対等に役割分担を行えるよう、広報・啓発の充実に努めます。

② 男性の家事・育児参画の促進（市民サービス課）

男性の意識啓発を目的とした広報や情報提供を行い、男性の家事や育児への参画を促進する取り組みを進めます。

(3) 働き方の見直しと多様な働き方ができる環境づくりの促進

① 働き方の見直しに関する情報提供と周知・啓発（商工観光課・市民サービス課）

長時間労働の抑制や労働時間の短縮、在宅勤務の普及など、働き方の見直しの必要性について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。

② 休業・休暇制度の導入に向けた普及促進（商工観光課・市民サービス課）

育児休業制度・介護休業制度をはじめ、子育てや介護などに伴う休暇制度の導入について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。

(4) 市における仕事と生活の調和の推進

①長時間労働の抑制(人事課)

「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、管理職員への周知徹底や業務の効率化を高め、男女のワーク・ライフ・バランスの妨げとなる長時間労働の削減に努めます。

②育児・介護休業、休暇の取得(人事課)

「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、職員が育児休業及び介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを行います。特に、男性職員が配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得しやすい環境づくりに努め、休暇の取得を促します。

施策の方向性2

子育てと介護の支援の充実

具体的施策

(1) 子育て支援の充実

①保育のための施設やサービスの充実(こども未来課)

子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の多様なニーズに対応した延長保育や一時保育などの保育サービス等の充実を図ります。また、保育所等の整備を推進し、待機児童ゼロの維持に努めます。

②地域子育て支援の充実(こども未来課)

地域子育て支援センター[※]を中心に地域で子育てを支援する環境を整え、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行い、子育て支援の充実を図ります。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
放課後児童クラブ数(か所)	23か所	25か所	こども未来課
地域子育て支援センター数(か所)	15か所	16か所	

※地域子育て支援センター

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行い、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支えるための拠点。

(2) 介護支援の充実

①介護支援の充実(福祉課)

介護と仕事の両立を支援するため、介護者が身近に相談できる体制を整え、介護予防を含めた介護サービスの整備を推進して、介護者の介護負担軽減に向けた支援の充実を図ります。

②介護の予防(福祉課)

元気な高齢者を増やして介護そのものを予防するため、健康相談や脳活性化教室などの講座の開催、パンフレットの配布等を行い、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を推進して自主的な介護の予防につなげます。

主な成果指標	基準値 [※]	目標値(H34)	所管課
介護予防事業参加延人数(人)	3,300人	4,000人	福祉課

※基準値はH26～H28の平均値



基本目標 Ⅲ

あらゆる分野における 女性の活躍

現状と課題

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程の場をはじめとする社会のあらゆる分野における活動への女性の参画を進めることが重要です。あらゆる分野に男女双方の視点を取り入れることにより、新しい価値の創造や女性の意欲の向上、社会環境の向上が期待できます。

しかし現状では、政策・方針決定過程の場をはじめとする社会の多くの分野において、女性の参画が依然として少ない状況にあります。本市の審議会委員等への女性の登用率は18.8%と伸び悩み、市職員における管理職に占める女性の割合は、1.9%にとどまっています。

女性の参画を拡大していくためには、性別による固定的役割分担意識の解消や仕事と生活の調和の浸透など、社会全体の意識改革を進めるとともに、女性の能力向上と人材確保を図っていく必要があります。

また、近年は平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震をはじめ、国内各地で大きな災害が起こり、災害時は多くの人々が避難生活を余儀なくされる状況となっています。このような災害時における避難所の整備・運営等の対応や日頃の防災についても、男女共同参画の視点を反映していくことが重要です。そのため、本市においても防災分野への女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を考慮した防災及び災害対策に取り組む必要があります。

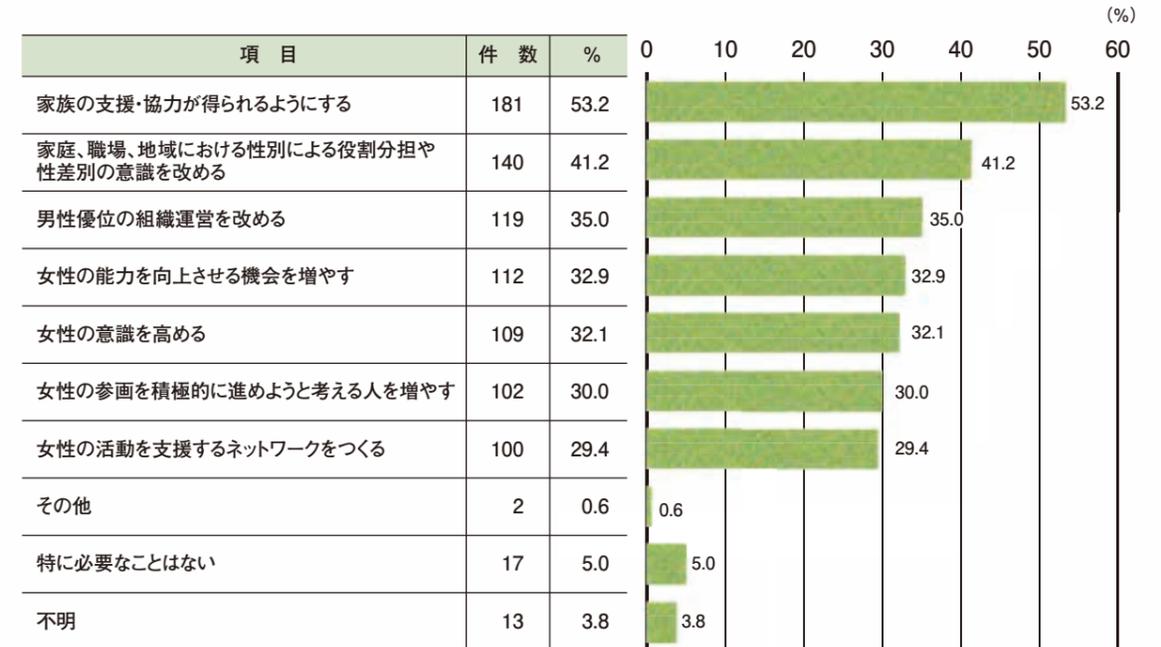
●審議会等における女性委員の登用状況（経年）

	審議会等数	委員総数	うち女性委員数	女性委員比率	女性のいない審議会数
平成19年	17	273	48	17.6%	3
平成20年	21	319	37	11.6%	7
平成21年	20	293	39	13.3%	6
平成22年	19	280	30	10.7%	6
平成23年	21	309	37	12.0%	5
平成24年	22	262	37	14.1%	6
平成25年	41	529	111	21.0%	7
平成26年	39	524	115	21.9%	6
平成27年	44	614	107	17.4%	6
平成28年	42	624	117	18.8%	6

●市の職務上の地位及び管理的地位にある職員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	係長及び課長補佐相当職			管理職		
	総数	うち女性	比率	総数	うち女性	比率
平成19年	375	82	21.9%	91	9	9.9%
平成20年	380	82	21.6%	79	8	10.1%
平成21年	376	82	21.8%	64	3	4.7%
平成22年	387	87	22.5%	61	4	6.6%
平成23年	382	86	22.5%	58	3	5.2%
平成24年	378	83	22.0%	57	3	5.3%
平成25年	381	87	22.8%	57	3	5.3%
平成26年	370	83	22.4%	54	3	5.6%
平成27年	354	80	22.6%	52	2	3.8%
平成28年	332	73	22.0%	53	1	1.9%

●企画や方針を検討するような場へ女性が参画するために必要なこと



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」



施策の方向性1

政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

具体的施策

(1) 審議会等への女性の参画推進

①市審議会等委員への女性の登用促進（市民サービス課）

市審議会等委員に占める女性の委員の参画拡大に向けて、女性登用率の数値目標と登用計画をふまえ、女性の登用が進んでいない分野に重点をおいた女性の登用を促します。

②女性の人材発掘及び人材情報の提供（市民サービス課）

審議会等への女性の参画を推進するため、女性人材バンク*を通じて各分野で活躍する女性を発掘し、個人情報保護に配慮しながら積極的に人材の情報を提供します。

また、女性人材バンク登録者に対しては、各種研修会等の案内や参画に関する情報提供を積極的に行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
審議会等委員への女性の登用率（％）	18.8％	33.3％	市民サービス課
女性人材バンクの登録者数（人）	138人	150人	
女性人材バンクからの委員登用数（人）	19人	30人	

※女性人材バンク

市の各種審議会・委員会への女性の積極的登用を目指すため、いろいろな分野で識見・経験を持つ女性をあらかじめ登録するもの。

(2) 企業・各種団体等における女性の参画促進

①女性の積極的な参画に向けた啓発の促進（市民サービス課）

企業や各種団体等における女性の積極的な参画に向けて、女性の登用や女性人材の育成などに関する情報の提供を行い、周知・啓発を促します。

(3) 市における管理職等への女性の登用推進

①女性職員の管理職への登用推進（人事課）

「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用を推進します。

また、女性職員の管理職へ登用率を高めるためには、全職員に対する女性の割合を高めることも必要であり、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向けた積極的な広報活動を行い、女性職員の採用率の向上に努めます。

②市職員の能力向上のための研修の実施（人事課）

個々の能力の向上を図るための研修を行い、女性の研修への積極的な参加を促します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
市職員の女性管理職の登用率（％）	1.9％	13.0％	人事課
女性の採用試験の受験率（％）	32.6％	40.0％	

施策の方向性2

農業・水産業・商工業等自営業における女性の参画推進

具体的施策

(1) 女性の経営参画推進

①家族経営協定*の普及促進（農林課）

家族経営協定の普及を促進し、男女が対等なパートナーとして経営に参画できる環境づくりに努めます。

②農林漁業体験民泊受入による女性の参画推進（商工観光課）

農林漁業体験民泊の受け入れを促進し、民泊事業の運営方針決定等への女性の参画を推進します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
家族経営協定の締結数（組）	593組	610組	農林課
農林漁業体験民泊の受入件数（軒）	172軒	200軒	商工観光課

※家族経営協定

家族農業経営において、家族みんなが意欲とやりがいを持って経営に参画できるようにするため、経営方針や役割分担、働きやすい環境や暮らしについて、家族みんなで十分な話し合いによって決めるもの。

(2) 女性リーダーの育成促進

①女性農業者研修会の実施（農林課）

女性農業者に対して、農業技術及び経営管理能力向上のための講話や現地視察などの研修を行います。

②女性リーダー育成セミナーの実施（商工観光課）

商工会等と連携し、各組織においてリーダーシップを発揮できる女性人材の育成を目的とした講演会や女性リーダー育成セミナーを実施します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
女性農業者研修会の開催回数(回/年)	3回	3回	農林課
商工会女性部研修会の開催回数(回/年)	3回	4回	商工観光課

施策の方向性3

女性の就労支援

具体的施策

(1) 女性の再就職支援・起業支援

① 女性の再就職支援(商工観光課・市民サービス課)

子育てや介護等で一度仕事をやめた人の再就職を支援するため、国や県と連携して就職情報の提供や就職相談、セミナー等による支援の充実を図ります。

② 女性の起業支援(商工観光課・市民サービス課)

起業を目指す女性を支援するため、国や県と連携して起業に関する情報の提供や起業セミナー等を開催し、女性の活躍の場を拡充していきます。

(2) 女性の職業能力開発への支援

① 女性の職業能力開発への支援(商工観光課・市民サービス課)

国や県と連携し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や情報を提供するなど、女性の就業促進につながる支援を行います。

施策の方向性4

地域づくりへの女性の参画推進

具体的施策

(1) 女性の人材育成

① 地域における女性リーダーの育成(市民サービス課)

女性人材バンクを通じて、地域で活躍する人材の発掘を行い、地域における女性リーダーの育成を推進します。

② 地域で活動する女性のための講座の実施(市民サービス課)

地域における女性の参画推進を目的とした男女共同参画に関する出前講座を実施して周知・啓発に努め、自治会などの地域で活動する団体における政策・方針決定過程への女性の参画促進につなげます。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
女性人材バンクの登録者数(人) ※再掲	138人	150人	市民サービス課

(2) 地域団体との連携

① 地域団体との連携及び活動の支援(市民サービス課)

地域や地域の女性団体等と連携して男女共同参画についての周知・啓発を行い、地域や女性団体等が行う男女共同参画の推進に向けた取り組みを支援します。

(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災の取り組み推進

① 防災における女性の参画推進(総務課)

地域防災の取り組みについては、男女共同参画の視点を取り入れることが重要であり、防災の政策・方針決定過程である市防災会議や災害の現場である消防団への女性の参画を積極的に推進します。

② 男女共同参画の視点に立った防災及び緊急災害時の取り組み(総務課)

災害時における避難所の整備・運営及び避難所における備蓄などの取り組みについて、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組みます。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
市防災会議の女性委員登用率(%)	5.9%	10.0%	総務課



基本目標 IV

誰もが安心して暮らせる 社会の実現

現状と課題

配偶者*からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力が社会問題となっていますが、犯罪行為も含む決して許されない重大な人権侵害です。これらの女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、社会的状況に起因するという実態もあり、男女共同参画社会を実現する上でも克服すべき重要な課題です。女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発や人権を尊重する教育に一層充実して取り組んでいく必要があります。また、本市は配偶者暴力相談支援センターを開設し、被害者の相談・支援を行っています。平成26年の長崎県全体での調査によると、DV被害にあった女性のうち35.8%が「どこにも相談しなかった」と回答しています。被害者に対する相談・支援の充実とその周知をより強化していくことが必要です。

男女がともに生涯にわたり健康を維持し、一人ひとりがいきいきと暮らすためには、身体的な性差やライフステージ等による心身の変化についての正しい知識を身につけたうえで健康管理を行っていくことが重要であり、正確な知識や情報の提供、健康診査などの健康管理を支援する取り組みが必要です。性差等に関する正確な知識を身につけることは、自身の健康維持はもとより、他者との違いを理解し、互いの人権を尊重することにつながります。

また、男女共同参画社会は、男女がひとりの人間として尊厳され、皆が共生する社会です。ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人など、生活をしていく上で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができるよう、人権尊重の観点からきめ細やかな配慮をし、その人が置かれた状況に応じた生活支援を行っていく必要があります。

※配偶者
ここでいう配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

※ハラスメント
セクシュアル・ハラスメント*1やマタニティ・ハラスメント*2、パワー・ハラスメント*3など、人を困らせること。いやがらせ。

*1 セクシュアル・ハラスメント…職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、その性的な言動により職場の環境が不快なものとなること。

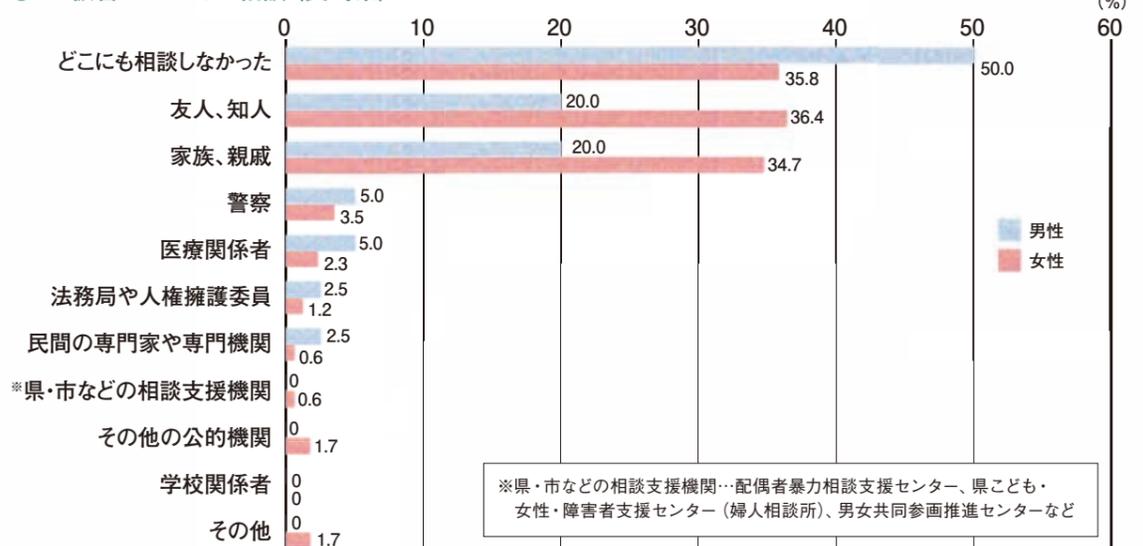
*2 マタニティ・ハラスメント…妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった不利益な取扱いをすること。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

*3 パワー・ハラスメント…同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられること。

●南島原市配偶者暴力相談支援センター相談対応件数

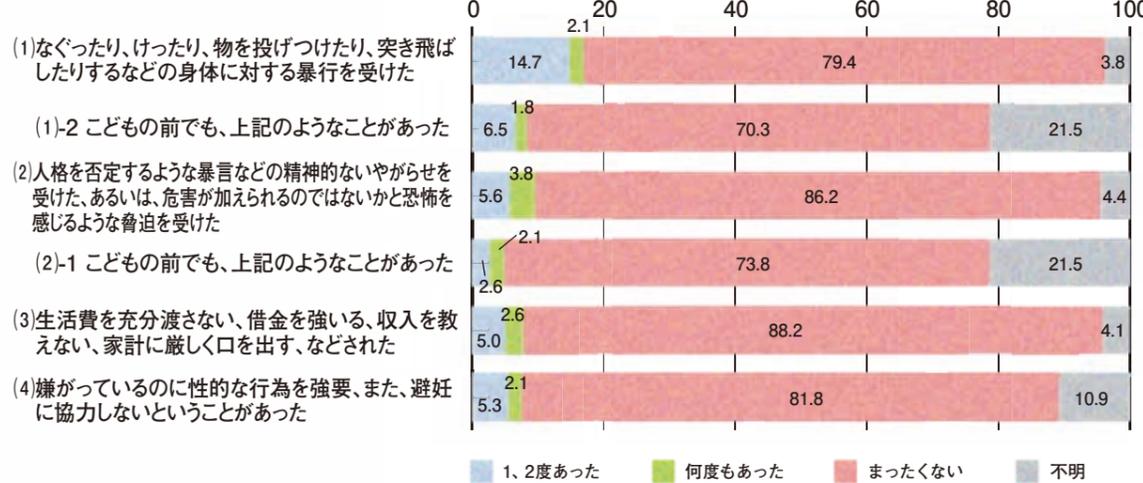
	被害者本人	本人以外	合計
H24年度	27	22	49
H25年度	37	10	47
H26年度	18	4	22
H27年度	40	3	43
H28年度	21	7	28

●DV被害についての相談(長崎県)



【出典】長崎県「平成26年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」

●DV被害に関する経験等



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査(平成29年)」

施策の方向性1

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策

(1) 配偶者からの暴力(DV)防止対策の推進

① 配偶者からの暴力防止に向けた啓発(こども未来課)

配偶者からの暴力は犯罪も含む重大な人権侵害であるとの認識を周知徹底させるとともに、互いに相手を尊重する関係が築けるよう、DVを未然に防止するための様々な機会を捉えた意識啓発に取り組みます。

② 相談体制の充実と相談窓口の周知(こども未来課)

被害者の支援として、配偶者暴力相談支援センターにおいて、国や県と連携したきめ細かな相談体制の充実を図ります。また、被害者の早期発見・早期対応につながるよう、配偶者暴力相談支援センターをより身近な相談窓口として周知を図ります。

③ 児童虐待防止対策の整備(こども未来課)

子どもの虐待やその背景にあるDVを早期に発見して安全を確保するとともに、子どもの心のケアを行い、健やかに成長できるよう、家庭児童相談員による支援を図ります。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
DV防止講演会等の開催回数(回/年)	—	1回	こども未来課
DV相談の受付件数(件/年)	28件		
児童相談件数(件/年)	87件		

(2) ハラスメント防止対策の推進

① 企業・団体等へのハラスメント防止のための啓発(市民サービス課)

ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や団体等に対して啓発を進めるとともに、ハラスメント防止対策に関する情報提供を行います。

② 市におけるハラスメント防止対策(人事課)

「職場におけるハラスメント防止等に関する要綱」(H25.4.1訓令第6号)に基づき、ハラスメント防止等に関する制度及び人事課内に設置している相談窓口について、職員への周知を図ります。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
ハラスメント防止研修会の開催回数(回/年)	—	1回	人事課
ハラスメント相談窓口への相談件数(件/年)	0件		

施策の方向性2

生涯にわたる健康支援

具体的施策

(1) ライフステージに応じた健康管理の支援

① 健康診査・健康教育の推進(保険年金課・健康対策課)

健康教育の機会や情報を提供し、特定健康診査やがん検診等の受診を促進することにより、男女が性差やライフステージに応じて自己の健康を適切に管理することを支援します。

② 心の健康の保持(福祉課)

メンタルヘルスやストレス対策を含めた心の健康に関する相談体制及び健康教育の機会を充実し、ライフステージに応じた心の健康づくりを支援します。

③ 生涯にわたるスポーツ活動の推進(スポーツ振興課)

個々人のライフステージに応じ、適度なスポーツ活動を取り入れた健康の保持増進を推進します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
特定検診受診率(%)	46.0%	60.0%	保険年金課
女性のがん検診指定医療機関数	7機関	12機関	健康対策課
心の健康づくり講演会開催回数(回/年)	1回	3回	福祉課
スポーツ教室開催回数(回/年)	20回	26回	スポーツ推進課
フィットネススクールへの参加者数(人/年)	—	180人	

(2) 妊娠・出産に関する健康管理の支援

① 妊産婦と乳幼児の健康管理の支援(こども未来課)

母子ともに安心・安全な出産を迎え、子供が健やかに生まれ育つために、妊産婦と乳幼児に対して定期的な健康診査の受診を促進し、妊産婦と乳幼児の健康管理を支援します。特に産後の不安や体調不良等について、十分な支援を行うため、産後ケア事業を実施します。

② 妊娠・出産、子育てに関わる相談体制の充実(こども未来課)

妊娠・出産、子育てに関わる悩みの相談に応じ、保健指導、不妊に関する相談や経済支援、子育てに関する指導・助言等を行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
乳幼児健康診査受診率(%)	96.0%	100%	こども未来課

施策の方向性3

生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策

(1) ひとり親家庭への支援

① ひとり親家庭への支援の充実 (こども未来課)

ひとり親家庭で困難を抱える人に対する相談体制の充実に努めます。

また、ひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援等を行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
母子・父子・寡婦福祉医療助成件数 (件/年)	6,090件		こども未来課

(2) 高齢者や障がいのある人への支援

① 相談体制の充実 (福祉課)

各地区において民生・児童委員が訪問・相談を行う体制を整え、高齢者や障がいのある人に対する日常生活の支援や諸問題の解決に向けた関係機関との調整を行います。

また、高齢者や障がいのある人に対する公的支援制度や相談窓口の設置についての周知を図ります。

② 高齢者が安心して暮らすための支援 (福祉課)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活環境の整備や必要な生活・医療・介護サービスの提供体制の構築、高齢者虐待防止対策の整備を行います。

③ 障がいのある人が安心して暮らすための支援 (福祉課)

障がいのある人に対する理解を促進し、建築物のバリアフリー化など生活環境の整備を進め、障がいのある人が安心して暮らすための支援を行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
民生・児童委員世帯訪問回数 (回/年)	12,985回	13,000回	福祉課
高齢者虐待相談件数 (件/年)	9件		

